

資源物やごみの分け方

資源物

古紙類

- OA用紙** コピー用紙
- 段ボール** 断面が三層になっているもの
- 新聞** 新聞紙 (折込チラシも含む)
- 雑誌** 週刊誌 婦人誌 漫画本 カatalogなど
- ミックスペーパー** 封筒 包装紙 付箋 雑チラシ 包装紙 シュレツダくず 紙製菓子箱など

資源化できるもの

- 食品循環資源** 調理残さ 野菜くず 魚あらなど
- 草木類** 剪定枝 伐採木
- 繊維製品(天然繊維のみ)**

一般廃棄物

- リサイクルできない紙** カーボン紙 写真 ちり紙 感熱紙 紙コップ 油紙 コーティングや箔押しされた紙など
- 食品廃棄物** 生ごみ 食べ残し 売れ残り 茶殻
- POINT!** **生ごみの7割が水分!徹底的に水を切ろう!**
- 草木繊維** 落ち葉 刈り草 割り箸など 天然繊維はざれ
- 粗大ごみ** 木製のもの

産業廃棄物

- 廃プラスチック類** 発泡スチロール CD・DVD オムツ ラップトレイ ビニール・プラスチック製品 電化製品
- 金属くず** スプレー缶 一斗缶 カセットボンベ 脚立 傘 ロッカー 刃物 資源化できない缶
- 電球 電池** **複数の材質から成る製品も混合物の産業廃棄物**
- ガラス・陶磁器** 食器 ガラス 瓦 レンガ 石膏 資源化できないびん
- その他の産業廃棄物** 廃油 がれき類 汚泥 廃酸 廃アルカリ 燃えがら
- POINT!** **種類ごとに分別すること!!分けられない製品は混合物の産業廃棄物**
- ※業種によっては紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物の固形不要物 動物のふん尿 動物の死体なども該当**

資源物と一般廃棄物は、一般廃棄物を扱う基準で許可業者等が運搬し、市の清掃工場や一般廃棄物の資源化施設へ運ばれ処理されます。資源物はリサイクルのために、種類ごとにまとめましょう。

産業廃棄物は、一般廃棄物とは別の産業廃棄物の許可を持った許可業者等が民間の産業廃棄物処理施設へ運搬し、処分や資源化されます。

社員が飲食した缶・ビン、ペットボトル等で、きれいに洗って分別してあるもののみ、資源物として鹿児島市リサイクルプラザで受け入れます。



缶・ビン、ペットボトル等で、汚れているものは、事業用で使用したものと同様、産業廃棄物として処理する必要があります。



事業所のごみ・資源物は少量であっても家庭ごみステーションには出せません。